

人事行政の運営等の状況

旭川市の人事行政の運営等の状況についてお知らせします。詳しい内容は
市政情報コーナー（総合庁舎1階）や市庁で見る事ができます

旭川市 人事行政 検索

1 職員の任免及び職員数

①採用・退職者数の状況

	平成29年度	平成30年度 5月1日現在
採用	98人(23人)	115人(28人)
退職	104人	

※採用欄の（ ）内は、再任用職員の人数（外数）。

②職員数の推移

職員数は、平成20～25年度の間で204人の削減を行っていますが、同26年度以降は、消防の広域化や再任用職員のフルタイム化などにより増加しています。今後、指定管理者制度の導入や業務の外部委託の拡大等を進め、簡素で効率的な事務の執行に努めます。

(各年4月1日現在)

年度	平成20	...	平成25	...	平成28	平成29	平成30
人数(人)	3,083	...	2,879	...	3,012	3,010	2,999

2 職員の人事評価

職員の能力や業績を把握し、勤労意欲や能力開発、効率的な組織運営を促し、組織全体の活性化や公務能率の向上を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

3 職員の給与

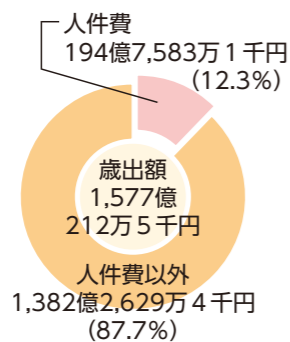
①人件費の状況

(平成29年度普通会計決算)

人件費とは、一般職と特別職の職員に対する給与や報酬の他に、共済費（民間企業での社会保険料の使用負担分に相当）等を含む経費をいいます。

平成29年度の人件費率は12.3%です。

※普通会計＝一般会計と、特別会計のうち公営事業会計を除いたものを合算したものです。

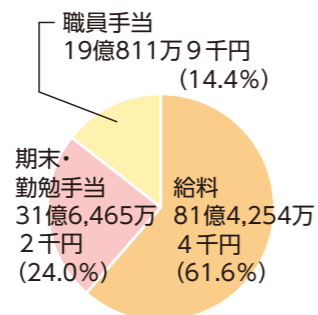


②職員給与費の状況

(平成30年度普通会計予算)

職員給与費とは、人件費のうち、職員に毎月支給される給料に各種手当（退職手当を除く）を合わせたものです。

- 職員数 2,197人
- 職員給与費 132億1,531万5千円
- 1人当たり給与費 601万5千円



③ラスパイレース指数の状況

	旭川市	中核市平均	全国市平均
平成29年4月1日現在	98.7	100.2	99.1
平成24年4月1日現在 (参考値)	106.7 (98.7)	108.8 (100.6)	106.9 (98.8)

※ラスパイレース指数＝国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。
※参考値＝国家公務員の2年間のみ行われている、時限的な給与改定特例法による措置がない場合の値。

④職員の初任給及び経験年数別平均給料月額

(平成30年4月1日現在)

区分(一般行政職)	大学卒	高校卒
決定初任給	179,200円	147,100円
経験年数	10年未満	214,859円
	10年以上20年未満	296,091円
	20年以上30年未満	377,759円
	30年以上	417,194円

※決定初任給＝卒業後、直ちに採用された者に適用される給料月額。
※一般行政職＝行政職給料表の適用者のうち、税務関係等の業務に従事する職員を除いたもの。

⑤職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	旭川市		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	311,002円	42.5歳	329,845円	43.5歳

⑥職員手当の状況

(平成30年4月1日現在)

期末手当・勤労手当	[平成30年度支給割合] (6月期+12月期=計) ●期末手当＝1.225月分+1.375月分＝2.60月分 ●勤労手当＝0.90月分+0.90月分＝1.80月分 ※職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	
寒冷地手当	51,700円～131,900円	
退職手当	最高限度支給率 47.709月分 ※勤続年数・退職事由により決定 ●退職前の役職等による調整額あり ●定年前早期退職特例措置(2～20%加算) 1人当たり平均支給額 ●自己都合 119万9千円 ●勤奨・定年 2,165万8千円	
扶養手当	●配偶者 8,000円 ●子 1人10,000円 ●扶養親族(配偶者を除く) 1人6,500円 (16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算)	
住宅手当	●借家等の場合 家賃の額に応じて支給(限度額27,000円) ●持家の場合 3,000円	
通勤手当	●交通機関の利用者 運賃等相当額(50,000円限度) ●交通用具(自動車等)の利用者 2,000円～31,600円(使用距離による)	
時間外勤務手当	支給総額	7億6,946万9千円
(平成29年度)	職員1人当たり支給年額	28万2千円

※時間外勤務手当には、夜間・休日勤務手当を含まない。

4 等級及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表

(平成30年4月1日現在)

等級	人数(人)	割合(%)	主な職務	人数(人)	職制上の段階
1級	171	7.9	係員	171	係員級
2級	266	12.3	係員	266	係員級
3級	556	25.7	主任	477	主任級
			係長・主査	79	係長級
4級	892	41.2	主任	264	主任級
			係長・主査	511	係長級
			課長補佐	117	課長補佐級
5級	69	3.2	主任	2	主任級
			課長補佐	67	課長補佐級
6級	106	4.9	課長・主幹	106	課長級
7級	73	3.3	課長・主幹	31	課長級
			部次長	42	部次長級
8級	32	1.5	部次長	5	部次長級
			部長	27	部長級
9級	0	0.0	部長	0	部長級
合計	2,165	100.0		2,165	

5 職員の勤務時間とその他の勤務条件

①勤務時間(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時45分	午後5時15分	午後0時15分～1時

②年次有給休暇の取得状況(平成29年度)

総付与日数(A)	総使用日数(B)	全対象職員数(C)	平均使用日数(B÷C)	取得率(B÷A)
111,764.4日	34,347.9日	2,946人	11.7日	30.7%

※総付与日数は、前年度からの繰越し分を含む。
※全対象職員数＝平成29年4月1日から同30年3月31日までの全期間に在職した職員の数。

6 職員の休業

平成29年度の職員の休業制度の取得状況は、育児休業が104人、修学部分休業が0人、自己啓発等休業が2人です。

7 職員の分限及び懲戒処分

平成29年度に行った職員に対する分限処分は、心身の故障による休職が延べ120人です。懲戒処分は、公務上の事由による減給1人、戒告1人、公務外の事由による戒告1人の計3人です。

市議会議員の報酬等の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	報酬月額	期末手当	年間支給額
議長	625,000円	(支給割合)	10,725,000円
副議長	555,000円	年間	9,523,800円
議員	515,000円	4.3月分	8,837,400円

8 職員の服務

地方公務員法や旭川市における公正な職務の執行の確保等に関する条例等に基づき、法令を遵守し、倫理の高揚に努めるよう服務規律の確保等に努めています。

平成29年度における主な取組みは、次のとおりです。

- 各部長宛に通知＝2回
- 職員研修の実施＝2回

9 職員の退職管理

退職した元職員からの働き掛けを規制するとともに、退職した課長職以上の元職員から再就職状況について届出を受け、市庁で公表しています。

10 職員の研修

研修には、基本研修、特別研修、派遣研修、職場研修、自主研修があり、平成29年度に実施した研修は、延べ4,283人が受講しました。

11 職員の福祉及び利益の保護

①厚生福利制度

●厚生制度＝職員の保健や元気回復、その他厚生に関する事業を条例の定めにより旭川市職員福利厚生会に委任し、実施しています。文化教養・体育奨励事業、レクリエーション親睦事業、給付事業等を行っています。同会の平成29年度の会員数は3,035人。市からの交付金の額は1,261万4千円で、会員費と交付金の負担比は1：0.22です

●共済制度＝職員や被扶養者の病気や負傷、出産、死亡等に関して適切な給付を行うことを目的とした相互共済制度です。地方公務員等共済組合法に基づき、北海道都市職員共済組合が主体となって、事業を実施しています

②公務災害補償

平成29年度の公務災害発生件数は次のとおりです。

- 公務災害＝20件
- 通勤災害＝3件

12 市長・副市長の給料等の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	給料月額	期末手当
市長	861,000円	(支給割合)
副市長	787,150円	年間4.1月分

13 その他

平成29年度における勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する不服申立て、苦情相談の各件数は、いずれも0件です。

- 政務活動費＝議員の調査研究その他の活動に資するため、1人当たり月額80,000円を交付。政務活動費を充てることができない経費は条例等で定められており、残余があった場合は返還
- 視察旅費＝単独行政視察(任期中2回)と、委員会行政視察(2年に1回)の費用について、1回当たり150,000円以内で市職員の旅費規程に基づき支給

【詳細】議会総務課 25・6380、議事調査課 25・6318